

情報処理技術者試験事業 民間競争入札実施要項（案）

平成 19 年 5 月 23 日
(独)情報処理推進機構

1. 趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、独立行政法人 情報処理推進機構理事長は、公共サービス改革基本方針（平成18年12月22日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された情報処理技術者試験事業（以下「試験実施事業」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）を定めるものとする。

なお、試験実施事業の実施に当たっては、その重要性に鑑み、公正かつ的確に実施しなければならないとする情報処理技術者試験実施事業全般の政策目標に十分配慮するものとする。

2. 試験実施事業の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき試験実施事業の質に関する事項

(1) 試験実施事業の概要

情報処理技術者試験の概要

イ． 情報処理技術者試験は、情報処理の促進に関する法律（昭和 45 年法律第 90 号）第 7 条第 1 項に基づき、経済産業大臣が情報処理に関する業務を行う者の技術の向上に資するため、情報処理に関して必要な知識及び技能を問う試験である。その実施に関する事務は、同条第 2 項に基づき、独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）が行っている。

ロ． この試験は、情報システムを構築又は運用する「技術者」から情報システムを利用する「エンドユーザー（利用者）」まで情報技術に関係する人に加え、学生・生徒や一般人も含む多くの人が活用している。また、特定の製品やソフトウェアに関する試験ではなく、情報技術の背景として知っておくべき原理や基礎となる技能について、総合的に評価するものである。

ハ． この試験の目的は次のとおりである。

- ・情報処理技術者に目標を示し、刺激を与えることによって、その技術の向上に資すること。
- ・情報処理技術者として備えるべき能力についての水準を示すことにより、学校教育、職業教育、企業内教育等における教育の水準の確保に資すること。
- ・情報技術を利用する企業、官庁などが情報処理技術者の採用を行う際に役立つよう客観的な評価の尺度を提供し、これを通じて情報処理技術者の社会的地位の確立を図ること。

二． なお、この試験には昭和 44 年度から平成 18 年度秋期までにのべ 1,367 万人が応募し、のべ 147 万人が合格している。

情報処理技術者試験の区分（平成 19 年 5 月現在）

- イ． 基本情報技術者試験（春期及び秋期）
- ロ． 初級システムアドミニストレータ試験（春期及び秋期）
- ハ． ソフトウェア開発技術者試験（春期及び秋期）
- ニ． システム監査技術者試験（春期）
- ホ． テクニカルエンジニア（情報セキュリティ）試験（春期）
- ヘ． テクニカルエンジニア（エンベデットシステム）試験（春期）
- ト． テクニカルエンジニア（システム管理）試験（春期）
- チ． テクニカルエンジニア（データベース）試験（春期）
- リ． テクニカルエンジニア（ネットワーク）試験（秋期）
- ヌ． アプリケーションエンジニア試験（秋期）
- ル． プロジェクトマネージャ試験（秋期）
- ヲ． システムアナリスト試験（秋期）
- ワ． 上級システムアドミニストレータ試験（秋期）
- カ． 情報セキュリティアドミニストレータ試験（秋期）

（注 1） 情報処理技術者試験の沿革、統計情報等については、機構の情報処理技術者試験センターのホームページを参照すること。

<http://www.jitec.jp/index.html>

（注 2） 上記試験区分については、現在、経済産業省の産業構造審議会情報経済分科会情報サービス・ソフトウェア小委員会人材育成ワーキンググループにおいてその見直しの議論を行っている(以下の URL を参照すること。)。

http://www.meti.go.jp/committee/gizi_0000001.html#8

なお、試験制度の変更に関する情報については、入札説明会等の機会を通じて適宜情報提供を行う。

(2) 民間競争入札の対象となる試験実施事業を行う地域(以下「入札対象地域」という。)

入札対象地域は、香川県(高松試験地)及び沖縄県(那覇試験地)とする。

(3) 民間競争入札の対象となる試験実施事業(2.(4)及び2.(5)において「入札対象事業」という。)の詳細な内容

試験会場の確保業務

イ. 遅くとも試験日の2ヶ月前までに、前年度同期の実績を参考に試験会場(試験室及び試験事務室)を確保するとともに、最寄りの交通機関からの道順、目標物等を明示した試験会場の案内図を作成し機構に送付すること。

なお、公共サービス実施民間事業者(以下「民間事業者」という。)が契約期間中の初年度に実施する試験については、機構が確保する試験会場を使用すること(試験会場の使用許可は民間事業者が自ら取得すること。)

契約の最終年度においては、次年度の試験会場を確保し、その使用許可又は内諾を受けた状態を次年度以降に試験を実施する者に引き継ぐこと。

ロ. 身障者の受験申請者の試験室を、機構からの指示に従って確保すること。

ハ. 各回の試験の願書受付締切日以降に機構から通知される試験区分毎の受験申請者数に応じて、確保した試験会場における部屋割表(試験事務室の番号並びに試験室毎の番号、収容人数及び試験区分)を作成し機構に送付すること。

会場責任者、試験監督員等(以下「会場責任者等」という。)の確保及び割付業務

イ. 次に掲げる数の会場責任者等を確保すること。

目安として、1試験会場当たり会場責任者1名、副責任者2名、1試験室当たり主任監督員1名、1試験室における受験申請者50人当たり監督員1名、受験申請者500人当たり主任管理員1名、受験申請者200人当たり管理員1名。

ロ. 試験運営業務に支障を来さないよう、原則として会場責任者及び副責任者は全て国家試験、公的試験又はこれらに類する試験の運営業務の経験者を充てること等、会場責任者等の総合的な質の確保を図ること。

ハ. 会場責任者等を試験会場別及び試験室別に割り付けること。

試験運営業務

イ. 機構が送付する問題冊子(正誤表を含む。以下同じ。)及び答案用紙等一式(以下、「問題冊子等一式」という。)について、機構の指定する期日に機構が指定する運送業者の保管場所において開封し、それらの数を確認した後再び封印し、当該運送業者に引き続き試験日まで保管させること。

ロ. 試験日当日の問題冊子等一式の輸送について、機構から指定された時間に

当該保管場所において封印を確認し、送り出しに立会うとともに、機構から指定された時間に試験会場において受領すること。

ハ． 次に掲げる各項の処理に特に注意を払いつつ、機構の会場事務局・管理員マニュアル、監督員マニュアル及び受験者への正誤表配付が間に合わない場合のマニュアル（以下「マニュアル」という。）に基づき、試験運営を行うこと。また、会場責任者等に対する事前のオリエンテーション等の方法を通じてマニュアルの遵守の徹底を図ること。

- a) 試験会場を設営すること。
- b) 当日の問い合わせやクレームに対応すること。マニュアルによっても対処できない問い合わせやクレームについては、速やかに機構に連絡し指示を仰ぐこと。また、民間事業者は、試験日の翌日以降、自らに寄せられた問い合わせやクレームについては、その内容や相手方に関する情報を速やかに機構に報告し指示を仰ぐこと。
- c) 身障者の受験申請者に対する機構から指示された個別注意事項に配慮すること。
- d) 問題に正誤がある場合は、マニュアルにしたがって配付・掲示又は板書を行い、受験者に対して確実に説明すること。
- e) 受験者の出席確認を正確に行い、試験を定刻に開始し、監督し、定刻に終了すること。
- f) 答案用紙を回収し、数量の確認及び封緘を行い、受験票綴りと併せて機構が指定する運送業者に引き渡すこと。
- g) 個人情報が記載された書類をマニュアルに基づき廃棄すること。
- h) 試験会場の原状回復を行うこと。

（４）入札対象事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質

イ． 機構の試験会場の借り上げ実績を参考とした概ね交通の便が良く、清潔かつ静謐な環境を備えた受験申請者数全数の収容を可能とする試験会場の確保。

ロ． 機構の試験室内の座席配置の実例を参考とした余裕を持った試験室内の座席配置。

ハ． 次に掲げる各項に特に注意を払いつつ、マニュアルに基づいた受験者の安全確保を第一に考えた試験運営。

- a) 試験問題の事前の漏洩の絶対防止。
- b) 試験時間の過不足の絶対防止。
- c) 不正行為の防止に努めるとともに、不正行為に対する厳正な対処。
- d) マニュアルを厳格に適用することによる正確かつ公平な出欠確認及び受験資格の確認。

- e) 受験者に配付した答案用紙及び受験票(本人控えは除く。)の全数回収。
 - f) 回収した答案用紙への加筆及び訂正の絶対防止。
 - g) 未使用答案用紙の欠席者及び部外者への流出の絶対防止。
- 二． 試験会場の周辺住民の生活環境への配慮及び試験会場周辺での交通トラブルの防止。

(5) 契約の形態及び支払い

- イ． 契約の形態は請負契約とする。
- ロ． 機構は、請負契約に基づき民間事業者が実施する入札対象事業（以下「請負事業」という。）の報酬として、予め請負契約により各回の試験単位で約定された請負報酬の額を各回の試験の経費に関する報告を受けた月の翌月末までに支払う。
- ハ． 民間事業者は、マニュアルの変更又は身障者のための配慮に起因して追加負担が生じた場合には、追加負担の額を機構との協議によって確定し、請求することができる。この場合において、機構は請求を受けた月の翌月末までに追加負担額を支払う。
- ニ． 民間事業者又は機構は、現行の試験制度の変更の内容が明らかになった場合であり、かつ、それに伴って請負報酬の額等の変更が必要と判断した場合には、請負報酬の額を含む契約内容の変更を相手方に対して求めることができる。
- ホ． 上記二．の場合において、民間事業者及び機構は協議の結果に基づいて、契約を変更することができる。ただし、機構は、試験制度の変更が適用される初回の試験については、当初の契約に基づく報酬額を支払う。

3．実施期間に関する事項

請負契約の契約期間は、平成19年10月1日から平成22年12月31日までとする。
実施する試験は次のとおり。

- イ． 平成20年4月の第3日曜日に実施予定の平成20年度春期の試験
 - ロ． 平成20年10月の第3日曜日に実施予定の平成20年度秋期の試験
 - ハ． 平成21年4月の第3日曜日に実施予定の平成21年度春期の試験
 - ニ． 平成21年10月の第3日曜日に実施予定の平成21年度秋期の試験
 - ホ． 平成22年4月の第3日曜日に実施予定の平成22年度春期の試験
 - ヘ． 平成22年10月の第3日曜日に実施予定の平成22年度秋期の試験
- 試験日及び願書受付期間は、概ね4ヵ月前までに官報に告示される。

4．入札参加資格に関する事項

- イ． 法第 15 条において準用する法第 10 条（第 11 号を除く）に抵触しない者であること。
- ロ． 予算決算及び会計令第 70 条の規定に抵触しない者であること。（なお、未成年者又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。）
- ハ． 予算決算及び会計令第 71 条の規定に抵触しない者であること。
- ニ． 法人税及び消費税等の滞納がないこと。
- ホ． 実施要項案の策定に携わった法人又は個人でないこと（実施要項の策定過程で公表した案に対する意見聴取に応じた者を除く。）

5．入札に参加する者の募集に関する事項

（１）入札に係るスケジュール

入札公告：	平成 19 年 6 月上旬頃
入札説明会：	平成 19 年 6 月上旬頃
質問受付期限：	平成 19 年 6 月中旬頃
入札書提出期限：	平成 19 年 7 月末頃
企画書の審査及び入札参加者によるプレゼンテーション	平成 19 年 8 月上旬頃
開札及び落札者の決定：	平成 19 年 8 月末頃
契約締結：	平成 19 年 10 月 1 日

（２）入札の実施手続き

提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる書類を別に定める入札公告書及び入札仕様書に記載された期日と方法により、機構が指定する場所まで提出すること。

- イ． 入札金額¹（契約期間内の全ての請負事業に対する報酬の総額の 105 分の 100 に相当する金額）を記載した書類（入札書）
- ロ． 総合評価のための業務運営の具体的な方法及びその質の確保の方法等に関する書類（以下「企画書」という。）
- ハ． 法第 15 条において準用する法第 10 条に規定する欠格事由のうち、暴力団排除に関する規定について評価するために必要な書類

¹入札金額の算定にあたっては、試験制度の変更による影響は考慮しないこと。

企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、企画提案の内容として明らかにされる業務の質に関する評価を受けるため、次の事項を記載すること。

a) 組織的基盤に関する事項

- ・主たる事業概要、従業員数、事業所の所在地、代表者略歴、主要株主構成、他の者との間で競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令(平成18年7月5日政令第228号)第3条に規定する特定支配関係にある場合その者(以下「親会社等」という。)に関する上記情報

b) 経理的基盤に関する事項(次の書類を添付すること。)

- ・商業登記簿謄本
- ・直近3期分の法人税確定申告書の写(税務署受付印のある申請書一式。財務諸表も添付すること。なお、直近の決算月が入札日から3ヶ月以上遡る場合は、入札日が属する月の前月末まで残高試算表を添付すること。)
- ・申請月を含む向こう6ヶ月間の資金繰り表
- ・法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(直近のもの)

c) 実施体制

- ・業務責任体制(責任者名、事業担当者名、責任者と事業担当者の役割分担など)
- ・業務従事者の配置
- ・機構との連絡体制
- ・請負事業の実施に当たり、その業務の一部について第三者に委託し又は請け負わせる場合には、業務の範囲、理由、委託先等に対する報告徴収その他運営管理の方法

d) 事業計画

- ・請負事業を実施するために必要な事項

e) 実績に関する事項

- ・過去5年間に国家試験、公的試験又はそれに類する試験の実施業務(会場確保、会場責任者等の確保及び試験運営)を円滑かつ確実に実施した実績の概要

6. 落札者を決定するための評価の基準その他落札者の決定に関する事項

請負事業を実施する者(以下「落札者」という。)の決定は、総合評価方式によるものとする。

(1) 入札単位

入札及び落札者の決定は入札対象試験地毎とする。

(2) 評価方法

イ． 審査は必須項目審査及び加点評価項目により行う。次の必須審査項目については、その全てを満たした提案には基礎点 100 点を与え、その一つでも欠ける提案は不合格とする。

a) 経理的基盤

- ・請負事業を確実に遂行できるだけの経理的基盤を有していること。

(評価項目)

直近 3 期分及び直近の決算期以降入札日が属する月の前月末までにおいて債務超過の状態にないこと、累損がないこと及び現在において手許流動性など資金繰りの状態が健全であること。

b) 実施体制

- ・請負事業を確実に遂行できるだけの業務責任体制（責任者と事業担当者の役割分担、再委託先との責任体制、業務従事者の配置、機構との連絡体制など）の計画を立案していること。

c) 事業計画

- ・請負事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質の内容を全て満たした計画を立案していること。

ロ． 次の加点審査項目については、各項目について右に掲げる配点基準に従い採点を行い、加算点とする(0 点～50 点)。

a) 実績(実績あり：20 点。実績なし：0 点。)

- ・過去 5 年間に複数の会場で、数百人規模以上の受験者を対象に、少なくとも年 1 回以上の頻度で実施した国家試験、公的試験又はそれに類する試験実施業務（会場確保、会場責任者等の確保及び試験運営）の複数年の実績の有無。

b) 計画の周密性（内容に応じて 0 点～10 点。）

- ・機構の過去の実績や試験地の状況を踏まえ、適切な会場候補を列記し、具体的な会場確保のスケジュールを明記しているか。
- ・実態に即した会場責任者等の確保の計画を立案しているか。
- ・マニュアルに基づき、問題冊子及び個人情報の盗難、亡失及び漏洩の防止並びに答案用紙の確実な回収に関する具体的な計画を立案しているか。

c) 計画遂行の確実性（内容に応じて 0 点～10 点。）

- ・業務の遂行に必要な拠点が現地に存在している、又は協働する事業パートナーが当該試験地などに存在しているか。
- ・会場責任者又は副責任者として国家試験、公的試験又はそれに類する試

験実施業務の経験者を充てる等、計画の確実な遂行に必要な資源を予め確保しているか。

d) 民間の創意工夫（内容に応じて0点～10点。）

- ・安定的かつ効率的な会場確保に関する創意工夫が見られるか。
- ・質の高い会場責任者等の効率的な確保に関する創意工夫が見られるか。
- ・マニュアルの遵守の徹底に関する創意工夫が見られるか。

（３）落札者の決定

イ．上記（２）の評価方法における必須審査項目を全て満たし、機構会計規程第29条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、基礎点及び加算点の合計点を入札価格（予定価格の制限の範囲内であるものに限る。）で除して得られた値が最も高い者を落札者とする。

ロ．必須審査項目を全て満たしている者のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。

ハ．落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認める場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、上記の合計点の最も高い者を落札者としてすることがある。

（４）落札者が決定しなかった場合の措置

機構は、初回の入札において入札参加者がなかった場合、必須審査項目を全て満たす入札参加者がなかった場合又は再度の入札を行ってもなお落札者が決定しなかった場合は、入札条件等を見直した後、再度公告を行う。また、機構は、請負事業を実施する時間が十分に確保できない等、やむを得ない場合には、入札対象事業を自ら実施すること等ができる。この場合において、機構はその理由を公表するとともに監理委員会に報告する。

7．入札対象事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項 別紙のとおり。

8．民間事業者が機構に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、その他請負事業の適正かつ確実な実施の確保のために民間事業者が講ずべき事項

(1) 民間事業者が機構に報告すべき事項、機構の指示による講ずべき措置

報告等

- イ . 民間事業者は、事業開始日から起算して 3 ヶ月を経過するごとに、経過の日から 1 ヶ月以内に、請負事業の実施状況を機構に報告しなければならない。
- ロ . 民間事業者は、試験日当日において、午前試験の受験票を回収した後、午前試験の受験者数を会場別及び試験区分別に集計し、正午までに機構に報告しなければならない。
- ハ . 試験会場における事故や急病及び実施要項 2 . (4) ハ . の各号に抵触する行為については、迅速に対応すると同時に速やかに機構に報告しなければならない。
- ニ . 機構が授受した答案用紙又は受験票綴りの記載事項若しくは回収数の正確性に疑義があり、機構から報告を求められたときは、民間事業者はこれに応じなければならない。
- ホ . 試験日以降、機構に寄せられた請負事業に関するクレームや問い合わせについて、機構から報告を求められたときは、民間事業者はこれに応じなければならない。
- ヘ . 民間事業者は、試験日当日における試験会場でのクレームやトラブルについて、その内容及び対処方法を試験日が属する月の月末までに機構に報告しなければならない。
- ト . 民間事業者は、請負事業の実施に要した経費について、各年の春期及び秋期の試験日及び請負事業を終了し若しくは中止した日が属する月の翌月末までに、機構に報告しなければならない。

調査

- イ . 機構は、請負事業の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第 26 条 1 項に基づき、民間事業者に対し、必要な報告を求め、又は事務所に立ち入り、請負事業の実施の状況若しくは帳票、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。
- ロ . 立入検査をする機構の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第 26 条第 1 項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

指示

機構は、請負事業を適正かつ的確に実施させるために、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

個人情報の保護並びに秘密の保持

- イ． 民間事業者は、個人情報収集及び保管し、又は使用するに当たっては、請負事業の実施に必要な範囲内でこれらの個人情報を収集及び保管し、又は使用しなければならない。
- ロ． 民間事業者は、個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。
- ハ． 民間事業者、その役職員その他請負事業に従事する者又は従事していた者は、請負事業の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第 54 条により罰則の適用がある。
- 二． 民間事業者は、各年の春期及び秋期の試験が終了した場合及び請負事業を終了し若しくは中止した場合は、請負事業によって取得した個人情報をマニュアルに基づき破棄しなければならない。この場合において、民間事業者は、請負事業によって取得した個人情報が破棄されたことを証明する文書を試験日の属する月末又は請負事業を終了し若しくは中止した日の属する月の月末までに機構に提出しなければならない。

(3) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

請負事業の開始及び中止

- イ． 民間事業者は、締結された契約に定められた事業開始日に事業を開始しなければならない。
- ロ． 民間事業者は、やむを得ない理由により請負事業を中止しようとするときは、予め機構の承認を得なければならない。この場合において、機構は既に支払った報酬を除き、一切の経費又は報酬は支払わない。

公正な取り扱い

- イ． 民間事業者は、事業の実施において受験申請者を合理的な理由なく区別してはならない。
- ロ． 民間事業者の役職員(請負事業に従事している者に限る。)は、請負事業を実施している間、試験に申し込み、又は受験をしてはならない。

金品等の授受の禁止

民間事業者は、請負事業において金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

宣伝行為の禁止

民間事業者及びその事業に従事する者は、「独立行政法人情報処理推進機構」や「情報処理技術者試験」の名称並びに機構の保有するロゴなどを請負事業以外の自ら行う事業の宣伝に用いてはならない(一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の一つとして事実のみ簡潔に記載す

る場合は除く。) また、自ら行う事業が情報処理技術者試験の業務の一部であるかのように誤認されるおそれのある行為をしてはならない。

機構との契約によらない自らの事業の禁止

民間事業者は、試験会場において、自ら行う事業若しくは機構以外の者との契約(機構との契約に基づく事業を除く。)に基づき実施する事業を行ってはならない。

取得した個人情報の活用の禁止

民間事業者は、請負事業によって、取得した個人情報を、自ら行う事業若しくは機構以外の者との契約に基づき実施する事業に用いてはならない。

記録及び帳簿

民間事業者又は民間事業者であった者は、請負事業の実施状況に関する記録及び帳簿書類を作成し、請負事業を終了し又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

権利の譲渡

民間事業者は、請負契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

再委託

- イ． 民間事業者は、請負事業の全部を一括して第三者に委託し又は請け負わせてはならない。
- ロ． 民間事業者は、請負事業の実施に当たり、その業務の一部について第三者に委託し又は請け負わせる場合には、原則として予め企画書等において、業務の範囲、理由、委託先等に対する報告徴収その他運営管理の方法について記載しなければならない。

契約内容の変更

機構及び民間事業者は、やむを得ない事由により契約の内容を変更しようとする場合は、予め変更の理由を提示し、それぞれの相手方の承認を得なければならない。

契約の解除

機構は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、民間事業者に対し報酬の支払いを停止し、支払った報酬の全額若しくは一部を返還させ、又は契約を解除若しくは変更することができる。この場合、機構に損害が生じたときは、民間事業者は、機構に生じた損害を賠償する責任を負う。

- a) 偽りその他不正の行為により落札者となったとき。
- b) 法第14条第2項第3号又は第15条において準用する第10条(第11号を除く。)の規定により民間競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったとき。

- c) 契約に沿った請負事業を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。
- d) c)に掲げる場合のほか契約において定められた事項について重大な違反があったとき。
- e) 法令又は契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- f) 法令又は契約に基づく指示（８．及び１０．に掲げる措置を履行しなかった場合を含む。）に違反したとき。
- g) 民間事業者又はその役職員その他請負事業に従事する者が、法令又は契約に違反して問題冊子等、請負事業の実施に関して知り得た秘密を漏らし又は盗用した場合。
- h) 暴力団員を業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになった場合。
- i) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合。

損害賠償

民間事業者は、民間事業者の故意又は過失により機構に損害を与えたときは、機構に対し、その損害について賠償する責任を負う。

不可抗力免責、危険負担

民間事業者は、上記事項にかかわらず、民間事業者の責に帰することができない事由により請負事業の全部又は一部の実施が遅滞したり、不能となったりした場合は責任を負わない。

契約の解釈

契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と機構が協議する。

（４）機構の監督体制

- イ． 情報処理技術者試験全体に係る監督は、情報処理推進機構情報処理技術者試験センター（以下「試験センター」という。）が行い、試験センター長を責任者とする。
- ロ． 実施要項に基づく民間競争入札に係る監督は、試験センター企画グループが行い、グループリーダーを責任者とする。
- ハ． 請負事業の実施に係る監督は、試験センター実施グループが行い、グループリーダーを責任者とする。
- ニ． 請負事業の経理に係る監督は、試験センター経理グループが行い、グルー

ブリーダーを責任者とする。

9 . 請負事業を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合における損害賠償に関して民間事業者が負うべき責任

- イ . 民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）又はその職員その他の請負事業に従事する者が、故意又は過失により、請負事業の受益者等の第三者に損害を加えた場合について、民間事業者が当該第三者に対する賠償の責に任ずる。
- ロ . 民間事業者が民法第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について機構の責に帰すべき理由が存するときは、民間事業者は機構に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分について求償することができる。
- ハ . 機構が当該第三者に対する賠償を行ったときは、機構は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について機構の責に帰すべき理由が存する場合は、機構が自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

10 . 請負事業の評価に関する事項

（1）評価時期

機構は、試験（春期及び秋期）毎に、試験日から3ヶ月以内までに請負事業の実施状況を評価する。

（2）調査方法と項目

機構は、民間事業者から受けた請負事業の実施状況の報告及び民間事業者へのヒアリング等を通じて、次の項目について評価する。

問題冊子の漏洩の数とその原因について

答案用紙の回収漏れの数とその原因について

試験日当日におけるクレームやトラブルの内容と対処方法について

上記の事象の再発を防止するための具体的な措置について

11 . その他請負事業の実施に際し必要な事項

（1）事業実施状況等の監理委員会への報告及び公表

事業実施状況の報告及び公表

機構は、民間事業者の請負事業の実施状況について、10月に掲げる評価を行った後、官民競争入札等監理委員会へ年度毎に報告するとともに、公表する。
立入検査、指示等の報告

機構は、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を官民競争入札等監理委員会に通知する。また、機構が必要と判断した場合は、機構は、その措置の内容等を公表する。

(2) 情報処理技術者試験業務の実績評価

実施状況に関する調査の実施時期

機構は、内閣総理大臣が行う評価の時期を踏まえ、情報処理技術者試験業務の実施状況については、平成22年3月末日時点における状況を調査する。

調査の実施方法

機構は、機構が実施した情報処理技術者試験業務と民間事業者が実施した情報処理技術者試験業務の実績を比較することができるように、実施状況等の調査を行うものとする。

調査項目

- イ． 問題冊子の漏洩の数とその原因について
- ロ． 答案用紙の回収漏れの数とその原因について
- ハ． 試験日当日におけるクレームやトラブルの内容と対処方法について
- ニ． 実施経費

意見聴取等

機構は、必要に応じ、民間事業者及び受験者や会場責任者等から直接意見の聴取等を行うことができるものとする。

(3) 民間事業者の責務

- イ． 本事業に従事する者は刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
- ロ． 民間事業者は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は機構を通じて、資料又は報告等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。
- ハ． 民間事業者は、法第55条の規定に該当する場合は、30万円以下の罰金に処されることとなる。なお、法第56条に基づき、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、

法第 55 条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

従来の実施状況に関する情報の開示

(別紙)

1 従来の実施に要した経費

(単位：千円)

			16年度	17年度	18年度(見込み)
(四国支部)					
	人件費	常勤職員	3,041	2,950	2,559
		非常勤職員	516	412	244
	物件費		2,033	2,190	1,739
	委託費等	委託費定額部分	0	0	0
		成果報酬等	0	0	0
		旅費その他	2,350	2,330	1,989
計(a)			7,940	7,882	6,531
参考値	減価償却費		0	0	0
	退職給付費用		0	0	0
(b)	間接部門費		2,322	2,725	2,427
(a) + (b)			10,263	10,607	8,959
(沖縄支部)					
	人件費	常勤職員	0	0	0
		非常勤職員	0	0	0
	物件費		345	511	284
	委託費等	委託費定額部分	1,437	1,437	1,437
		成果報酬等	0	0	0
		旅費その他	1,854	1,219	1,719
計(a)			3,636	3,166	3,440
参考値	減価償却費		0	0	0
	退職給付費用		0	0	0
(b)	間接部門費		15	18	17
(a) + (b)			3,652	3,184	3,457

(注記事項)

1. 四国支部と沖縄支部の業務形態

(四国)

四国支部の常勤職員及び非常勤職員が試験会場の確保、監督員等の確保、当日の試験運営を実施しています。

(沖縄)

支部業務全般を那覇商工会議所への請負契約としているため、那覇商工会議所職員が試験会場の確保、監督員等の確保、当日の試験運営を実施しています。経費の負担関係は下記の「各費目の内容」をご参照下さい。

2. 各費目の内容

人件費

(四国)

以下の経費に業務従事割合を乗じたものを計上しています。

常勤職員：嘱託手当、超勤手当、社会保険料、介護保険料、雇用保険料

非常勤職員：非常勤職員手当

(沖縄)

支部業務全般を那覇商工会議所への請負契約としているため、人件費は発生していません。

人員数は「2. 従来の実施に要した人員」をご参照下さい。

物件費

(四国)

試験会場：会場借上料、会場消耗品費等

支部事務所：事務所賃借料、水道光熱費、通信運搬費等

(沖縄)

試験会場：会場借上料、会場消耗品費等

支部事務所における経費は、那覇商工会議所の請負料に含まれています。

借上となる会場については、「3. 従来の実施に要した施設及び設備」をご参照下さい。

委託費等

(四国)

旅費その他：監督員等謝金、旅費、交際費等

(沖縄)

委託費：入札対象業務に係る請負料（定額）

旅費その他：監督員等謝金、旅費、交際費等

請負料を積算する基準となる業務量については、「2. 従来の実施に要した人員」に注記しております。

監督員等の数については、「5. 従来の実施方法等」をご参照下さい。

3. 減価償却費、退職給付費用及び間接部門費は推計の要素を含む参考情報であり、各費目の算定方法は以下のとおりです。

減価償却費の算定対象資産、算定方法は、以下のとおりです。

民間事業者において調達すべき資産はないことから計上していません。

退職給付費用の算定方法は、以下のとおりです。

退職給付の対象となる職員がいないため計上していません。

間接部門費の算定対象部門は、以下のとおりです。

(四国)

法人共通の間接部門として担当役員、総務部、財務部および戦略企画部等を、試験センター共通の間接部門としてセンター長、経理グループ、企画グループを、支部共通の間接部門として実施グループの支部管理および協力先管理を対象にしており、職員数割合および入札対象業務への業務従事割合等を基準に配賦しております。また支部業務の中の庶務業務も対象とし、業務従事割合を基準に配賦しています。

(沖縄)

支部業務全般を那覇商工会議所への請負契約としているため、実施グループの協力先管理のみを間接部門費の対象部門としています。

2 従来の実施に要した人員

(単位：人)

	16年度	17年度	18年度(見込み)
(四国支部)			
常勤職員	0.480	0.480	0.480
非常勤職員	0.262	0.209	0.124
(沖縄支部)			
常勤職員	0	0	0
非常勤職員	0	0	0

(業務従事者に求められる知識・経験等)

試験実施業務の公平・厳正な実施を確保する観点から、国家試験、公的試験又はこれらに類する試験の監督を経験した者であることが望まれます。

(業務の繁閑の状況とその対応)

四国支部では、試験直前の1ヶ月前程度(3月下旬、9月下旬)から、会場責任者等の管理業務、問題冊子・答案用紙の受領と答案用紙の発送に係る準備等の業務が始まり、試験当日まで繁忙となります。このため、試験用具の配布仕分け、消耗品の買い出し、試験会場教室配置図の作成補助、電話対応などの業務を処理するため、臨時補助員を雇用しております。

沖縄支部では、一括して支払う請負料の範囲内で業務の繁忙に対応しております。

(注記事項)

1. 入札対象業務に年度を通じて直接従事した常勤者及び非常勤者の人数を記載しています。

(四国)

機構が配置している常勤職員は2名ですが民間競争入札の対象業務以外の業務と兼務しているため、当該業務に携わる比率を考慮して算定されています。人員数は1人の職員が1年間対象業務に従事した場合を1人として算定した数値を記載しています。

対象業務にかかる工数120人日÷(年間業務日数250日)=0.480人

(沖縄)

支部業務を請負契約に基づき委託しているため、機構が配置している職員はありません。

なお、請負料は業務量に応じた月額を算出しており、これを基に年間の人員数を試算すると、0.292人に相当します。

受験申請者数1000人以上1500人未満の場合：1.75人月/回

1.75人月×2回(春・秋)=3.5人月

3.5人月/12ヶ月=0.292人/年

2. 四国支部の職員は、対象業務以外に案内書・願書の配付、応募者の問い合わせ対応、経理・庶務その他バックオフィス業務、松山・新居浜・高知・徳島における協力先団体との連絡調整等の業務を実施しています。

3. 四国支部では、試験直前の約1ヶ月間は業務繁忙のため臨時補助員を雇用しております。

3 従来の実施に要した施設及び設備

(四国支部)

事務所：高松市番町3-3-17 第一讃機ビル5階（66平方メートル）

設備：パソコン2台、クライアントサーバー1台、プリンター3台（うち、カラープリンター1台）、コピー機（FAX兼用）1台、電話2台、携帯電話1台、机・椅子3セット（アルバイト用も含む）、クライアントサーバ用机1台、作業机1台、ロッカー2台、キャビネット2台、シュレッダー1台

試験会場：平成16年春試験（香川大学教育学部）、平成16年秋試験（香川大学教育学部）、平成17年春試験（香川大学教育学部）、平成17年秋試験（英明高等学校）、平成18年春試験（香川大学教育学部）、平成18年秋試験（英明高等学校）

会場借料：香川大学で1試験当たり概ね30万円弱（応募者数に応じて使用する試験室数により変動する）。英明高校で1試験当たり概ね60万円弱。

(沖縄支部)

事務所：沖縄県那覇市久米2-2-10那覇商工会議所ビル2階（那覇商工会議所内）

設備：パソコン1台、クライアントサーバー1台、プリンター1台、机2セット、電話1台、FAX1台、棚1台、作業机1台、キャビネット1台、シュレッダー1台

試験会場：平成16年春試験（沖縄大学）、平成16年秋試験（金城中学校、鏡原中学校、小禄中学校）、平成17年春試験（沖縄大学）、平成17年秋試験（沖縄大学）、平成18年春試験（沖縄大学）、平成18年秋試験（金城中学校、那覇中学校、上山中学校）

会場借料：沖縄大学で1試験当たり概ね25～30万円（応募者数に応じて使用する試験室数により変動する）。市内中学校は無料。

(注記事項)

1. 試験実施に要する備品の詳細については、機構が提供する「会場事務局・管理員マニュアル」を参照してください。
2. 機構の施設の中で受託者が使用できる事務スペースや物品はありません。
3. 四国支部は平成19年度中に廃止するため、支部廃止に伴い事務所の賃貸借契約は解消します。なお、上記設備のうち、リース分はリース元に返還し、保有分は本部で引き取るか又は売却若しくは処分します。
4. 沖縄支部は、事務所、設備とも那覇商工会議所が所有しているものを使用しております。

4 従来の実施における目的の達成の程度

	16年度		17年度		18年度	
	目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績
(四国支部)						
試験問題の事前漏洩件数	0	0	0	0	0	0
答案用紙の回収漏れ	0	0	0	0	0	0
(沖縄支部)						
試験問題の事前漏洩件数	0	0	0	0	0	0
答案用紙の回収漏れ	0	0	0	0	0	0

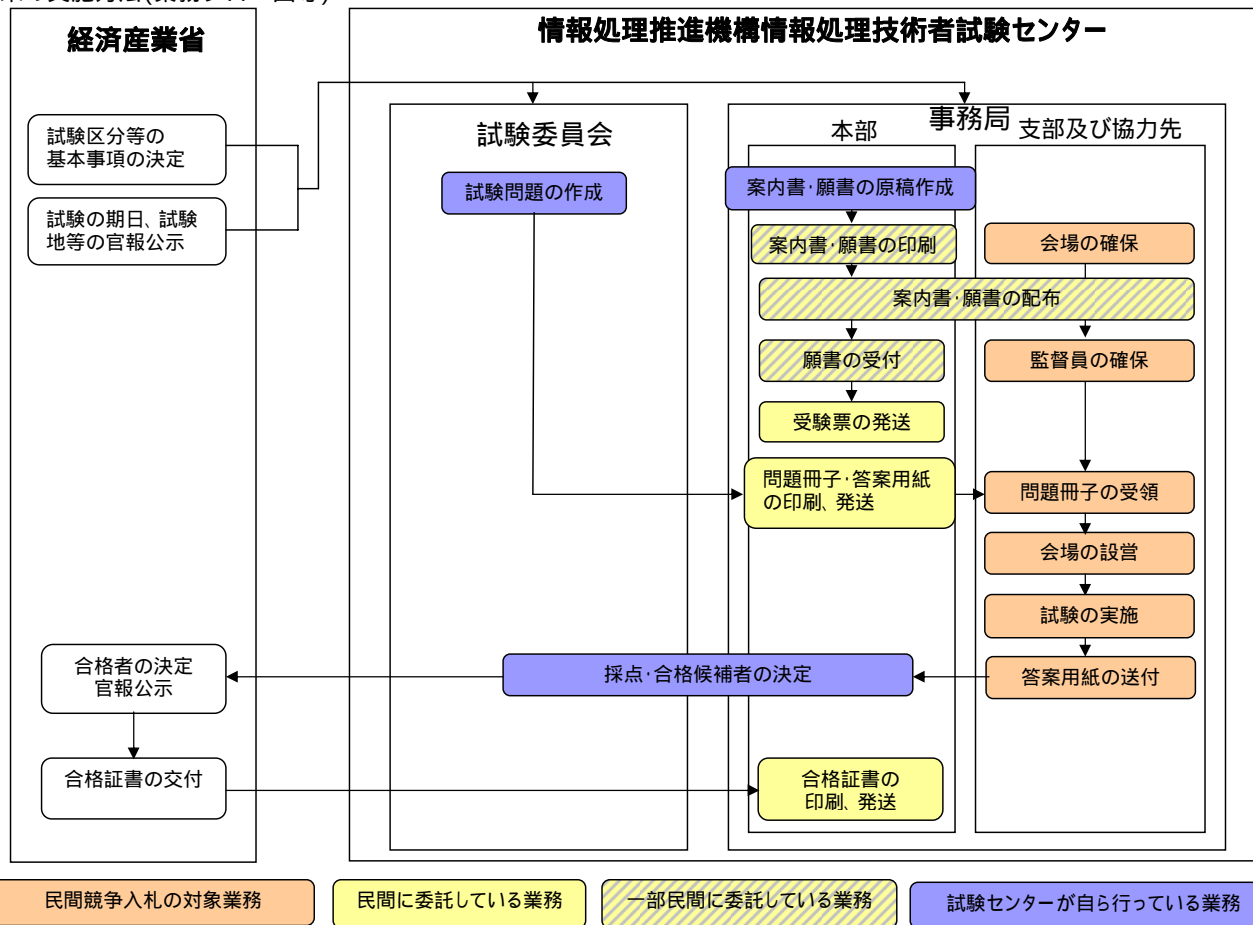
(注記事項)

(指標の意義、選定根拠)

昭和44年の試験創設以降、平成18年秋試験までの受験申請者総数がのべ1,367万人（合格者数がのべ147万人）に達する中、試験問題の事前漏洩は1件もありません。また、答案用紙の回収率は例年100%となっております。

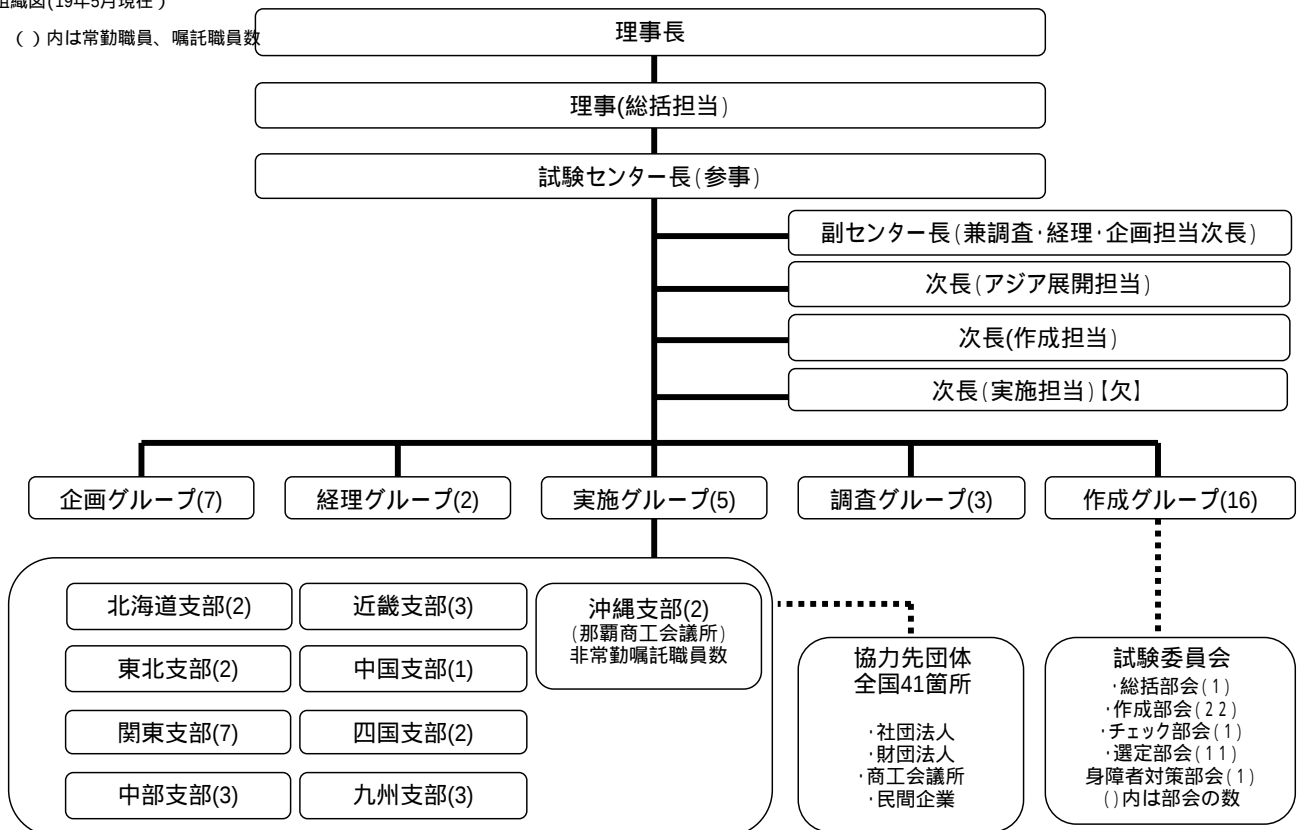
5 従来の実施方法等

従来の実施方法(業務フロー図等)



組織図(19年5月現在)

()内は常勤職員、嘱託職員数



(試験実施事業の目的を達成する観点から重視している事項)

試験会場を確実に確保すること。
問題冊子の事前漏洩は絶対に防止すること。
試験時間の過不足が絶対にないようにすること。
試験実施マニュアル等を厳格に適用することにより、受験者に対して公平に対応すること。
受験申請者の出欠確認は正確に行うこと。
受験者の答案用紙及び受験票は全数を回収すること。
回収した答案用紙には、絶対に加筆・訂正をしないこと。
未使用答案用紙はいかなる理由があっても欠席者・部外者に渡してはならないこと。

(注記事項)試験における取扱数量は下記のとおりです。

	16年度		17年度		18年度	
	四国支部	沖縄支部	四国支部	沖縄支部	四国支部	沖縄支部
受験申請者数	3,476	3,624	3,034	3,609	2,740	3,472
試験室数	49	73	58	36	54	69
会場責任者等の数	154	143	151	92	129	120
試験地への問題冊子送付数	4,300	5,500	4,000	4,600	3,700	4,600
受験票・答案用紙回収数	2,378	2,553	2,152	2,637	1,890	2,497